

発委第3号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月16日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合の改定に関し、長久手市
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
ため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和54年長久手町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の162.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の167.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第8条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項

において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

令和4年第1回長久手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年5月16日（月）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 1 意見書の処理結果について
- 2 議案の提出について
- 3 議案説明員について

第4 議案第31号令和4年度長久手市一般会計補正予算（第2号）、議案第32号長久手市職員の給与に関する条例及び長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、及び承認第1号長久手市税条例の一部を改正する条例についてから承認第3号長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで

（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）

第5 議案第31号、議案第32号及び承認第1号から承認第3号まで

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第6 発委第3号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

総務くらし建設委員会

議案番号	件名
議案第32号	長久手市職員の給与に関する条例及び長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
承認第1号	長久手市税条例の一部を改正する条例について
承認第2号	長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

教育福祉委員会

議案番号 件 名

承認第 3 号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

予算決算委員会

議案番号 件名

議案第31号 令和4年度長久手市一般会計補正予算（第2号）

議会運営委員会確認事項等（5月臨時会）

1 正副議長の辞職及び選挙

- (1) 慣例により議案採決後、議長は辞職のあいさつをする。
- (2) 副議長は「議長辞職の件」を日程に追加し、簡易採決で許可する。
なお、辞職の許可は議事のため、地方自治法第117条により除斥(退席)する。
- (3) 暫時休憩後、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙する。
- (4) 副議長についても同様とする。

2 常任委員会委員の辞任及び追加選任

任期は令和5年5月までだが、辞任者がいる場合は急施を要する件として追加選任する。「常任委員会委員の辞任の件」を日程に追加する。辞任の許可は議事のため、地方自治法第117条により辞任委員は除斥する。辞任許可後、「常任委員会委員の追加選任について」を日程に追加する。

3 議会運営委員会委員の辞任及び追加選任

任期は令和5年5月までだが、辞任者がいる場合は急施を要する件として追加選任する。「議会運営委員会委員の辞任の件」を日程に追加する。辞任の許可は議事のため、地方自治法第117条により辞任委員は除斥する。辞任許可後、「議会運営委員会委員の追加選任について」を日程に追加する。

4 常任委員会等の正副委員長の選任

正副委員長の辞任者がいる場合は、暫時休憩とし委員会を開き辞任及び選任する。

5 一部事務組合議会議員の追加選挙

任期は令和5年5月までだが、辞任者がいる場合は急施を要する件として「組合議員の追加選挙」を日程に追加する。

※ 辞職議員は、後日「辞職願」を提出する。

- (1) 尾三消防組合議会を除く一部事務組合議会
任期は、「議員の任期」又は、「4年」であるが、慣例により2年で改選する。
- (2) 尾三消防組合議会
任期は2年。

6 監査委員の選任同意

議事のため除斥する。前任者は、「辞職願」を後日提出する。
急施を要する件として「長久手市監査委員選任について」を日程に追加する。

7 時間延長及び会期延長

議長発議とするが、原則議会運営委員会、会派代表者会議、全員打合せ会などで事前に調整する。

8 議長はじめ役員人事の調整

副議長、新議長が取りまとめるのが慣例である。

※ 会派に属しない議員の控室は打合せ室とする。

9 議案審議後の説明員の出席

従来どおり二役、参事、総務部長及び教育長とする。

10 その他

大幅な会派変更があれば議席の変更について確認する。